

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 6 月 22 日 (火) 第 219 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 道路の区域の変更 (2件) (道路維持課取扱い) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (2件) (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
(大隅地域振興局取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大島支庁取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 4
- 一般競争入札公告 (生活衛生課取扱い) 4
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 6

公 告

公 安 委 員 会 告 示

告 示

鹿児島県告示第736号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和3年6月22日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
南さつま市坊津町坊字菖蒲谷5515番7
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第737号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年6月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月22日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	国分霧島線	霧島市霧島田口字園田867番3地先から同市霧島田口字柵ヶ峯1986番1地先まで	前	8.7~22.0	896.4
			後	8.7~22.0	896.4
			後	8.7~52.3	875.0

鹿児島県告示第738号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年6月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月22日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	荒崎黒之浜港線	出水市高尾野町江内字赤岩5869番7地先から同市高尾野町江内字肥後谷5613番1地先まで	前	3.5~14.0	1,260.8
			前	9.0~75.0	1,077.7
			後	9.0~75.0	1,077.7

鹿児島県告示第739号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年6月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月22日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	荒崎黒之浜港線	出水市高尾野町江内字赤岩5869番7地先から同市高尾野町江内字木屋太郎5632番4地先まで	令和3年 6月22日
		出水市高尾野町江内字木屋太郎5654番1地先から5634番8地先まで	

鹿児島地域振興局告示第7号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和3年6月22日

鹿児島地域振興局長 松本俊一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ポラリス	日置市伊集院町妙円寺一丁目115番地3妙円寺団地近隣セン	特定非営利活動法人樹	日置市伊集院町飯牟礼3368番地1	花木 千鶴	令和3年 5月1日	放課後等 デイサービス

	ター 2 号棟 202 号				
--	------------------	--	--	--	--

鹿児島地域振興局告示第 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 3 年 6 月 22 日

鹿児島地域振興局長 松本俊一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
鹿児島太陽の里	日置市伊集院町 郡字杉ヶ迫2075 番地	社会福祉法人緑 風会	日置市伊集院町 郡字杉ヶ迫2075 番地	瀬戸山かよ 子	令和 3 年 5 月 1 日	短期入所

始良・伊佐地域振興局告示第22号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 3 年 6 月 22 日

始良・伊佐地域振興局長 加治博孝

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスどるちえ	霧島市国分福島 三丁目1-33	株式会社Mar roco	霧島市国分福島 三丁目1-33	内村 智	令和 3 年 5 月 1 日	放課後等 サービス
通所支援事業所 ピース	始良市鍋倉1548 - 2	合同会社ピース	始良市下名230 番地1	豊 真理	令和 3 年 6 月 1 日	児童発達 支援

始良・伊佐地域振興局告示第23号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 3 年 6 月 22 日

始良・伊佐地域振興局長 加治博孝

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ろうけん始良	始良市平松5062 番地	医療法人大進会	始良市平松5069 番地	大久保直義	令和 3 年 6 月 1 日	居宅介護 ・重度訪 問介護 ・行動援護

大隅地域振興局告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 3 年 6 月 22 日

大隅地域振興局長 清藤修

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃 止 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
障害福祉サービ ス事業所大隅シ オン舎	曾於市大隅町岩 川6386番地	特定非営利活動 法人しをんの会	曾於市大隅町岩 川6386番地	立山 泰士	令和 3 年 4 月 30 日	就労移行 支援

大島支庁告示第 9 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 3 年 6 月 22 日

大島支庁長 印南百合子

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
与論町児童発達 支援センターほ のぼの	大島郡与論町大 字那間3348番地 1	与論町	大島郡与論町大 字茶花1418番地 1	山 元宗	令和 3 年 5 月 1 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス・保育 所等訪問 支援

大島支庁告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 3 年 6 月 22 日

大島支庁長 印南百合子

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
障害福祉サービ ス事業所オリー ブの丘	大島郡龍郷町赤 尾木1537-2	社会福祉法人セ ント・ジョセフ 会	東京都西東京市 保谷町四丁目12 番 7 号	宮田 浩明	令和 3 年 5 月 1 日	生活介護

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 3 年 6 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
高速液体クロマトグラフ装置の賃貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和 3 年 8 月 31 日

- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
令和 3 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで
なお、契約は、地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び審査等
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、資格審査の結果は、令和 3 年 7 月 8 日までに書面及び電話により通知する。
- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和 3 年 7 月 6 日午後 5 時までに 3 の(3)のイの(イ)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。
なお、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 令和 3 年 7 月 12 日午前 11 時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 8 階）8-出-1
- (3) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
（イ）交付場所 鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課乳肉衛生係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
（イ）交付期限 令和 3 年 7 月 6 日午後 5 時
- 4 契約条項を示す場所及び期限
3 の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- (2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約

に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課乳肉衛生係
 鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
 電話番号 099-286-2788
 ファックス番号 099-286-5562

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第70号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和3年6月22日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pドラドラ天国DX1V	豊丸産業株式会社	0P1797
ぱちんこ遊技機	PAバーストエンジェル3V1X	豊丸産業株式会社	1P0018
ぱちんこ遊技機	PAウイニングボールCP1F	豊丸産業株式会社	0P0477
ぱちんこ遊技機	PA競女V3A	豊丸産業株式会社	1P0187
ぱちんこ遊技機	Pドラドラ天国DX1CP	豊丸産業株式会社	1P0547
ぱちんこ遊技機	PA満開花火GO	豊丸産業株式会社	1P0261
ぱちんこ遊技機	Pリング 呪いの7日間2 FW A	株式会社藤商事	1P0367
回胴式遊技機	Sパチスロうしおととら雷槍一閃 JJK	株式会社ディ・ライト	1S0495
回胴式遊技機	S麻雀物語4L2	株式会社オリンピア	1S0417